



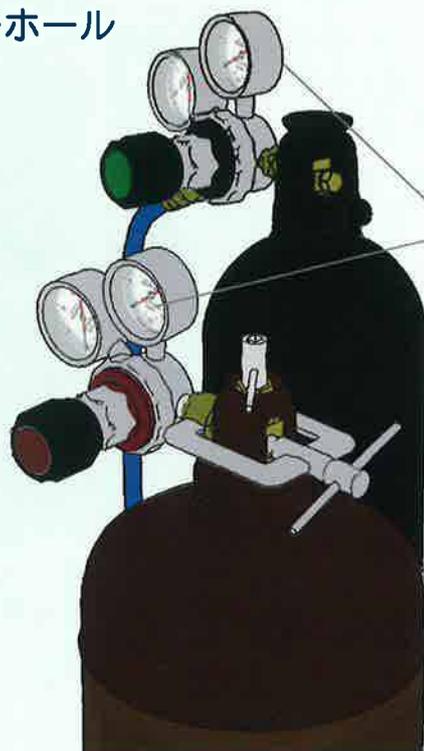
● 高圧ガスによる災害の発生防止に関して必要な保安情報 ●

周知文書

溶接・溶断高圧ガス(溶接または熱切断用
アセチレン・液化石油ガス、酸素)向け

この書面は、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づき、高圧ガス消費者に対し販売契約の締結時及び、周知から1年経過した取引毎に、使用時の注意事項をお知らせするものです。高圧ガスご使用にあたっては、法規則(高圧ガス保安法・一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則・容器保安規則・他関係告示/通達等)ならびに関係法令(労働安全衛生法、消防法その他)を遵守され、高圧ガスの事故・災害防止にお努めください。

機器の老朽化などによる事故が多発しています。毎日の点検(消費の基準)に加えて、年次点検、定期的^{*}なオーバーホールもお願いします。



安全のために、日々の点検が重要です

○ 高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的としています。

◇ 高圧ガス容器^{*}について

すべての高圧ガス容器は、永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや使用環境、販売店のサポート体制などから消費事業所での容器滞留期間を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。地域の高圧ガス容器についての保安指針等に取り決めがある場合は、それに基づいて期間内に返却頂きますようお願い致します。※本書面では断りのない限り高圧ガス容器のことを単に「容器」と呼びます。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会
高圧ガス保安協会監修／一般社団法人 日本産業・医療ガス協会推奨